

● ● 発 ● ● 号  
令和 5 年 4 月 ● 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中 核 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長  
市 区 町 村 長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備  
の国庫補助の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁●●●発第●●号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

」

## 1 対象事業

障害児施設等において、長時間継続する災害により、入所者等の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、入所者等の処遇に直接かかわるものについては、施設種別ごとに定められている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）に協議するものとすること。

## 2 交付基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認めた額とする。

## 3 なお、応急仮設施設は、交付要綱の4（2）の表に定める各施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、入所者等の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。